

株式会社モバイル・プランニング（以下、「当社」といいます。）当社の提供する MP モバイル規約は、以下の通り MP モバイル規約を定め、規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、規約に基づき MP モバイルを提供します。

第 1 条（品目）

MP モバイルには、次の品目（以下、「品目」といいます。）があります。

品目	内容
LTE、4G/LTE 1 年パック、LTE SIM 1 年パック	月額費用（基本料金）額について、次条（利用期間）の規定に基づき設定される 13 ヶ月間の最低利用期間に対応するものとして当社が設定する額を適用する MP モバイル
LTE、4G、4G/LTE チャージ 12 ヶ月、LTE SIM チャージ 12 ヶ月	月額費用（基本料金）額について、次条（利用期間）の規定に基づき設定される 12 ヶ月間の最低利用期間に対応するものとして当社が設定する額を適用する MP モバイル
LTE、4G/LTE 2 年パック	月額費用（基本料金）額について、次条（利用期間）の規定に基づき設定される 25 ヶ月間の最低利用期間に対応するものとして当社が設定する額を適用する MP モバイル

第 2 条（利用期間）

MP モバイルに係る MP モバイル契約における利用期間は、品目を第 1 条に定めた品目とする、その起算日は購入翌月 1 日とします。

第 3 条（利用資格）

MP モバイルは、契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）及び個人（未成年者は親権者の同意が必要とします。）で利用することができます。

第 4 条（利用条件）

契約者は、MP モバイルにおいて当社から提供を受けた役務、移動無線機器、SIM カードその他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。ただし、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

第 5 条（機器の選定）

MP モバイルにおける移動無線機器及び SIM カード（以下、「移動無線機器等」といいます。）は、契約回線数に応じて当社が選択して貸与するものとします。

第 6 条（機器の管理）

契約者は、当社が販売する移動無線機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

- （1）当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器等としての通常の用途以外の使用をしないこと
- （2）当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- （3）日本国外で移動無線機器等を使用しないこと
- （4）移動無線機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

第 7 条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、移動無線機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

2 移動無線機器等の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙の②の金額を一時費用に定める金額を支払うものとします。

第 8 条（ソフトウェアの利用）

契約者は、MP モバイルにおける通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェア関する使用許諾条件を遵守するものとします。

第 9 条（契約者確認）

当社は、契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 311 号）に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。）を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が本人確認に応じない場合又は

本人確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社は MP モバイルの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る MP モバイル契約の解除を行うことができるものとします。

第 10 条（料金）

契約者が、MP モバイルの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙のとおりとします。この場合において、契約事務手数料およびデータカード代、パック代金の支払義務は契約者が MP モバイルの購入をした時点で、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 11 条（利用期間内解除調定）

MP モバイルがその利用期間（第 2 条（利用期間））の経過する日前の解除は出来ないものとします。

第 12 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

MP モバイルは、ソフトバンク株式会社の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化したとき、違法あるいは不正に利用されていることが明確なとき又はその他ソフトバンク株式会社の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。また、地震や災害による被害・損害を回避または軽減するものではありません。本製品の不具合、誤った設置や取り扱い、通信網のサービス障害、通信サービスの混雑、電波が入りにくい場所での利用等、本製品の使用または使用不能から生ずる、災害時の付随的な損害に関して、当社はその責任を負いません。

- 2 前項に定める事項のほか、MP モバイルは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
- 3 当社および、ソフトバンク株式会社は、契約者が大量のデータを送受信した場合通信や通信速度を制限する事があります。

第 13 条（機能の制限）

契約者は、当社が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いた MP モバイルの利用、及び MP モバイルにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

附則

平成 24 年 9 月 1 日施行

この特約は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。

平成 25 年 3 月 8 日改定

平成 25 年 8 月 23 日改定

平成 26 年 1 月 23 日改定

平成 26 年 4 月 7 日改定

平成 26 年 12 月 3 日改定

平成 28 年 2 月 9 日改定

平成 28 年 6 月 9 日改定

平成 28 年 11 月 22 日改定

平成 29 年 8 月 2 日改定

平成 30 年 2 月 1 日改定

【別紙は裏面】

1. MP モバイルにおける料金等〔第 10 条関係〕

①□MP モバイル LTE データ SIM/LTE データ microSIM ※注意 1

品目	料金
チャージ 3 ヶ月	料金：14,800 円（税別）／1 回線
チャージ 12 ヶ月	料金：47,505 円（税別）／1 回線

MP モバイル LTE、MP モバイル 4G、MP モバイル 4G/LTE ※注意 2

品目	料金
チャージ 12 ヶ月	料金：47,505 円（税別）／1 回線 （対象機種：GL04P、GL06P、GL09P、GL10P、305ZT）

MP モバイル 4G/LTE 304ZT ※注意 2

品目	料金
チャージ 12 ヶ月	料金：33,634 円（税別）／1 回線

MP モバイル 4G/LTE 601HW/501HW ※注意 2

品目	料金
パック 12 ヶ月	料金：58,859 円（税別）／1 回線
パック 24 ヶ月	料金：69,670 円（税別）／1 回線
チャージ 12 ヶ月	料金：33,634 円（税別）／1 回線

MP モバイル LTE GL06P（アウトレット） ※注意 1

品目	料金
チャージ 3 ヶ月	料金：13,213 円（税別）／1 回線
チャージ 12 ヶ月	料金：33,634 円（税別）／1 回線

※注意1 当月ご利用のデータ通信料が10GBを超えた場合、当月末まで最大通信速度が128kbpsに制限されます。2GBの追加申込は出来ません。

※注意2 当月ご利用のデータ通信料が7GBを超えた場合、当月末まで最大通信速度が128kbpsに制限されます。2GB または 500MB の追加申込は出来ません。

②一時費用

- (1) 第 7 条（故障が生じた場合の措置等）第 3 項に基づく金額について、移動無線機器の故障が自然故障に該当する場合（水没を除くものとする）にあつては 0 円、自然故障に該当しない場合（水没を含むものとする）にあつては一移動無線機器につき端末保守手数料として 30,000 円（税別）、SIM カードにあつては自然故障であるか否かにかかわらず一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 4,000 円（税別）